

令和8年度石巻市一般廃棄物処理実施計画
～みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき～

令和8年3月

石巻市

目 次

第1章	基本事項	1
1	計画の目的	1
2	計画対象区域	1
3	計画期間	1
第2章	一般廃棄物の種類と計画発生量	1
1	ごみ発生量	1
2	犬・猫等の死体処理	1
3	し尿浄化槽汚泥等	2
第3章	処理体系	2
1	ごみ処理体系	2
2	生活排水処理体系	2
第4章	収集運搬計画	3
1	生活系収集ごみ	3
2	生活系自己搬入ごみ	4
3	事業系ごみ	4
4	市で処理できないごみ	5
5	犬・猫等の死体	5
6	し尿浄化槽汚泥等	6
第5章	許可計画	6
1	一般廃棄物収集運搬業	6
2	一般廃棄物処分業	6
3	許可の取消し	6
第6章	中間処理計画	7
1	燃やせるごみ	7
2	資源化处理施設	7
3	犬・猫等の死体	7
4	し尿・浄化槽汚泥等	7
第7章	最終処分計画	8

第8章	目標値	9
1	ごみ処理	9
2	生活排水処理	10
第9章	ごみ減量化、資源化、適正処理に関する施策	11
1	生活系ごみの減量化・資源化に関する施策	11
2	事業系ごみの減量化・資源化に関する施策	14
3	ごみ集積所の適正な維持管理	15
4	ごみの適正処理	16
5	その他	17
第10章	生活排水処理に関する取組	19
1	処理施設整備に係る執行体制等	19
2	市民に対する広報・啓発活動	19

第1章 基本事項

1 計画の目的

本計画は、石巻市一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることを目的とする。

2 計画対象区域

本計画対象区域は、本市全域とする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2章 一般廃棄物の種類と計画発生量

1 ごみ発生量

項目	単位	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 計画
総ごみ量	t/年	47,395	46,155	44,803
生活系ごみ	t/年	33,360	32,414	31,373
収集:燃やせるごみ	t/年	27,689	26,836	25,278
収集:燃やせないごみ・有害ごみ	t/年	887	865	838
収集:粗大ごみ	t/年	232	224	216
収集:資源物	t/年	4,310	4,256	4,815
直搬:可燃性ごみ	t/年	189	175	169
直搬:不燃性ごみ・資源物	t/年	53	58	57
事業系ごみ	t/年	14,035	13,741	13,430
直搬:可燃性ごみ	t/年	12,027	11,798	11,531
直搬:不燃性ごみ・資源物	t/年	2,008	1,943	1,899

※令和8年度実施計画量は基本計画と整合

※集団資源回収報奨金を令和7年度で終了することから、全ての数値は集団資源回収量を含まない数値としています。

2 犬・猫等の死体処理

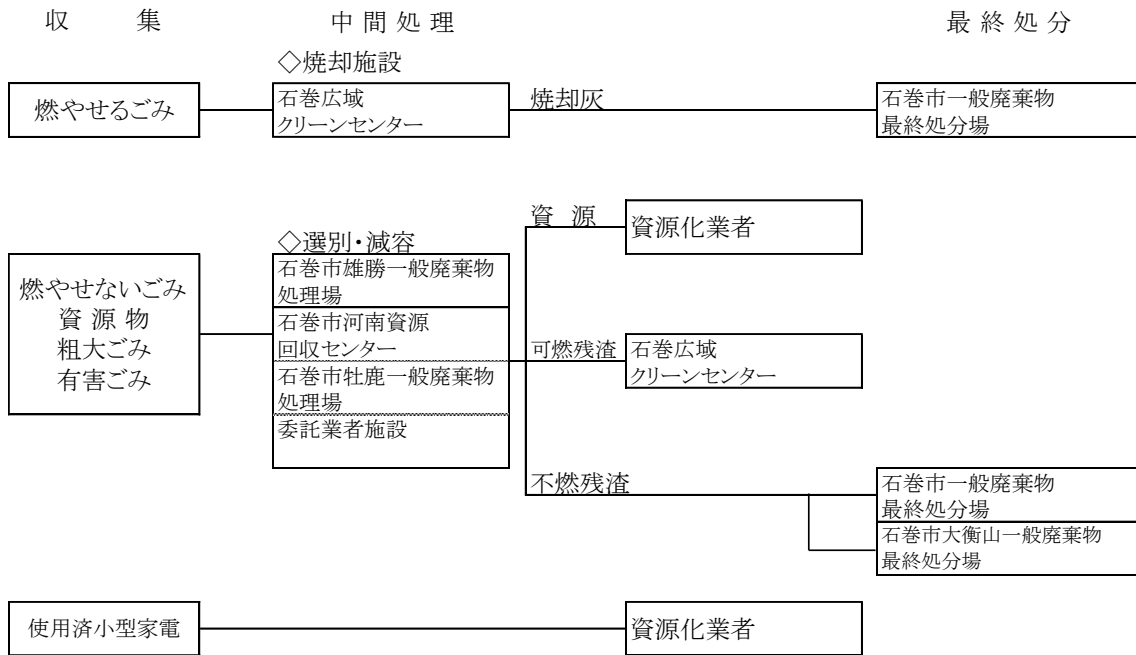
項目	単位	令和6年度 実績	令和7年度 見込	令和8年度 計画
犬・猫等の死体処理	体	1,678	1,664	1,664

3 し尿浄化槽汚泥等

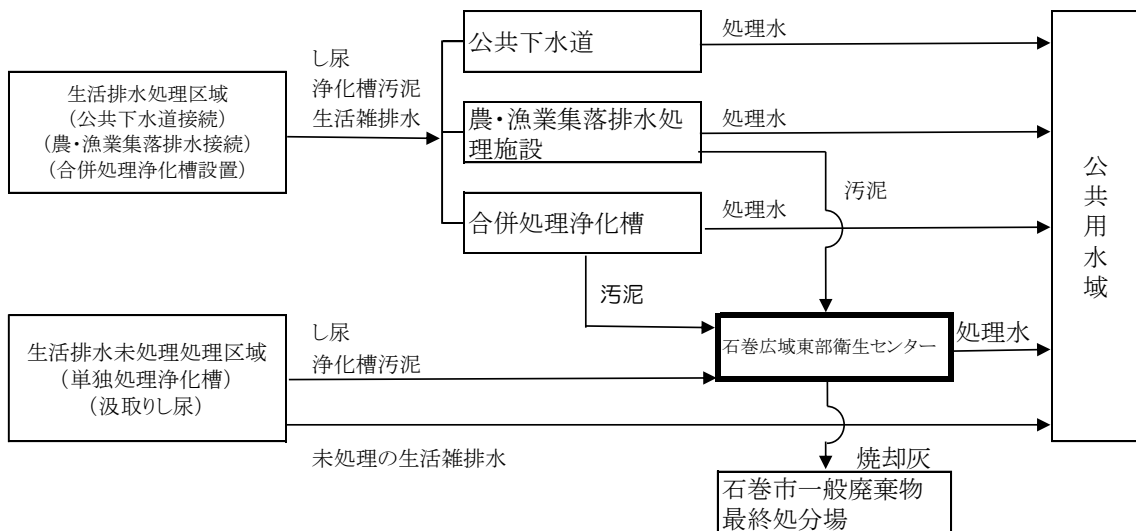
項目	単位	令和6年度実績	令和7年度見込	令和8年度計画
し尿	kl/年	10,454	9,663	8,749
浄化槽汚泥等	kl/年	29,722	30,427	30,695
合計	kl/年	40,176	40,090	39,444

第3章 処理体系

1 ごみ処理体系



2 生活排水処理体系



第4章 収集運搬計画

1 生活系収集ごみ

種別	排出方法	収集回数	処理料	処理方法	
燃やせるごみ	石巻市指定ごみ収集袋に種別ごとに収納し、ごみ集積所に排出する。	週2回	無料	石巻広域クリーンセンターにて焼却処理し、焼却灰は埋立処分する。	
燃やせないごみ		月1回		市の資源物処理施設と民間の資源物処理施設で選別し、再生可能なものはリサイクルし、可燃残渣を焼却処理し、不燃残渣を埋立処分する。	
資源物	プラスチック (令和8年10月から)	週1回		民間の資源化処理施設で選別し、資源回収する。残渣については、石巻広域クリーンセンターで焼却処理する。	
	ペットボトル	月2回		市の資源物処理施設と民間の資源物処理施設で選別し、資源回収する。残渣については、石巻広域クリーンセンターで焼却処理する。	
	あき缶	月2回		市の資源物処理施設と民間の資源物処理施設で選別し、資源回収する。残渣については、石巻市の最終処分場で埋立処理する。	
	金属	月1回			
	あきビン	月2回			
	スプレー缶 ガスカートリッジ	ごみ集積所に設置される色別コンテナに、ビンの種類ごとに分別して排出する。		月2回	
	新聞紙・雑誌・古本・ダンボール・紙パック・雑紙類	品目ごとに、以下の方法で、ごみ集積所に排出する。 ①新聞紙、雑誌、古本、ダンボール、紙パックについては品目ごとに紙紐で縛る。 ②雑紙類については、雑紙類専用収集袋及び取っ手付紙袋に収納、又は紙紐で縛る。		月2回	民間の資源化処理施設で選別し、再生可能なものは資源化し、残渣については石巻広域クリーンセンターで焼却処理する。
	古着・布類	石巻市指定ごみ収集袋に種別ごとに収納し、ごみ集積所に排出する。		月2回	
使用済小型家電	市が設置する回収ボックスに市民が投入する。	拠点回収 (随時)	回収ボックスから収集し、民間処理施設で選別し資源回収する。		
有害ごみ	石巻市指定ごみ収集袋に種別ごとに収納し、ごみ集積所に排出する。	月1回	一定期間保管・集約後、専門ルートを経由し、適正処理を行う。		
粗大ごみ	市が指定した日に、戸別に有料で収集する。	月1回	有料	市の一般廃棄物処理施設と民間の資源物処理施設で処理し、再生可能なものはリサイクルし、可燃残渣を焼却処理し、不燃残渣を埋立処分する。	

※1 田代島地区は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物（2分別）、粗大ごみの4種5分別で収集する。収集回数は、週1回（夏季はこの限りではない。）とし、指定袋及び指定された排出方法とする。

※2 ごみ集積所へは、収集日の午前8時30分まで排出する。

2 生活系自己搬入ごみ

項目	排出方法	処理料	処理方法
可燃性ごみ	一時多量ごみ、粗大ごみ等のごみ集積所に排出できない可燃性ごみは、排出者自らが石巻広域クリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し搬入する。	有料	石巻広域クリーンセンターにて焼却処理し、焼却灰は埋立処分する。
不燃性ごみ・資源物	一時多量ごみ、粗大ごみ等のごみ集積所に排出できない不燃性ごみ・資源ごみは、排出者自らが石巻市の最終処分場へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し搬入する。		不燃性ごみは、埋立処分する。資源物については、石巻市の一般廃棄物処理施設と民間の資源物処理施設へ搬入し選別する。

※1 資源物である紙類については、資源化推進のため資源化業者へ搬入する。

※2 石巻市内の処理施設で処理困難な一般廃棄物については、市外の処理施設での処理が必要であることから、適宜、自治体間で協議を行い適正処理に努めていく。

3 事業系ごみ

項目	排出方法	処理料	処理方法
可燃性ごみ	排出方法については以下の3通りによる。 ①排出者自らが石巻広域クリーンセンターへ直接搬入する。 ②排出者自らが民間処理施設(一般廃棄物処分業許可業者)へ直接搬入する。 ③一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し搬入する。	有料	処理方法については以下の2通りによる。 ①石巻広域クリーンセンターにて焼却処理し、焼却灰は埋立処分する。 ②民間処理施設(一般廃棄物処分業許可業者)にて処理する。
不燃性ごみ・資源物	一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し、石巻市の最終処分場、又は民間処理施設(一般廃棄物処分業許可業者)へ搬入する。		不燃性ごみは、埋立処分する。資源物については、石巻市の一般廃棄物処理施設と民間の資源物処理施設へ搬入し選別する。

※1 資源物である紙類については、資源化推進のため資源化業者へ搬入する。

※2 石巻市内の処理施設で処理困難な一般廃棄物については、市外の処理施設での処理が必要であることから、適宜、自治体間で協議を行い適正処理に努めていく。

4 市で処理できないごみ

区分	品 目	処理方法
家電リサイクル対象品目	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律97号）第2条第5項に定めるもの（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）	家電リサイクル法対象品目につき、以下の3通りによる。 ①販売店へ引き取りを依頼する。 ②郵便局でリサイクル料金を振込み、排出者が指定引取り場所へ搬入する。 ③郵便局でリサイクル料金を振込み、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼する。
パソコンリサイクル対象品目	パーソナルコンピューター（家庭用） ※ノートパソコンについては、使用済小型家電回収ボックスに排出可能	資源有効利用促進法の対象品目につき、以下の2通りによる。 ①メーカー受付窓口へ回収を依頼する。 ②メーカーが存在しない・自作パソコン等は、一般社団法人 パソコン3R推進協会へ回収を依頼する。
各リサイクルシステム対象品目	自動車、オートバイ、FRP船、消火器等	自動車リサイクル及び二輪車リサイクル対象車に関しては、自動車及び二輪車リサイクルシステムによる。 FRP船はFRP船リサイクルシステムによる。 消火器は消火器リサイクルシステムによる。
施設処理不可物	タイヤ、ホイール、バッテリー、農機具、ボイラー、ピアノ、石膏ボード、パチンコ・パチスロ台、石綿含有一般廃棄物等	販売店や専門の処理業者へ依頼する。
危険物	プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、火薬、劇薬、塗料、廃油、薬品等	販売店やメーカー、若しくは宮城県毒劇物協会へ処分先を確認し処分する。

5 犬・猫等の死体

項目	排出方法	処理料	処理方法
犬・猫等の死体	市民が直接搬入し処分する。	有料	石巻広域クリーンセンターの専用処理施設で処理する。
	所有者が不明である場合は、土地の管理者が処分する。	有料	石巻広域クリーンセンターの専用処理施設で処理する。

6 し尿浄化槽汚泥等

項目	排出方法	処理料	処理方法
し尿・浄化槽汚泥等	一般廃棄物収集運搬許可業者(14者)へ収集運搬を依頼し、石巻広域東部衛生センターへ搬入する。	有料	石巻広域東部衛生センターにて中間処理し、焼却灰は埋立処分する。

第5章 許可計画

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定、並びに石巻市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可に関する計画を次のとおり定める。

1 一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の積載能力や運搬実績、また、排出量の減少が見込まれることなどを勘案すると、現行の許可業者で適正に収集運搬が図られているものと判断されることから、新規については、次のとおり対応する。

・既存の許可業者によって適正な収集運搬が行われていることから、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則許可しない。

2 一般廃棄物処分業

様々な技術を有する環境産業と協働し、一般廃棄物を適正処理する必要があることから、新規については、次のとおり対応する。

・市の施設で処理困難な一般廃棄物の処理を目的として処分業を営む場合で、石巻市一般廃棄物処理基本計画の処理計画量を勘案し必要であると判断され、適正に処理することが確実である場合に許可する。

3 許可の取消し

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業は、石巻市一般廃棄物処理基本計画に基づくものであり、その計画に反する行為又は法令において違法行為が認められたときは、許可を取り消す場合がある。

(取消要件)

- ・原則として、次回更新時まで業務実績がない者
- ・市民、事業者等からの苦情等により調査した結果、許可業者として認めがたい者
- ・業務の改善指導等を受けながら、改善の意向が見られない者

第6章 中間処理計画

1 燃やせるごみ

施設名	炉形式	処理能力	計画処理量
石巻広域クリーンセンター	流動床式ガス化熔融炉	230 t / 日	37,315 t

※ 焼却残渣については、埋立処理

※ 石巻広域クリーンセンターにおいては、熔融スラグ及び選別した金属を資源化

2 資源化処理施設

施設名	処理品目	計画処理量
石巻市雄勝一般廃棄物処理場	燃やせないごみ、資源物（びん類、缶類、金属、スプレー缶、ガスカートリッジ、ペットボトル）、粗大ごみ、有害ごみ	5,926t
石巻市河南資源回収センター		
石巻市牡鹿一般廃棄物処理場		
民間処理施設	燃やせないごみ、資源物（プラスチック、びん類、缶類、金属、スプレー缶、ガスカートリッジ、ペットボトル）、粗大ごみ、有害ごみ、紙類、古布	

※ 可燃残渣については、石巻広域クリーンセンターで焼却処理し、不燃残渣については埋立処理

※ 有害ごみについては、業者委託にて処理

3 犬・猫等の死体

施設名	炉形式	処理能力	計画処理量
石巻広域クリーンセンター	固定式焼却炉	60kg/h	1,664体

4 し尿・浄化槽汚泥等

施設名	処理方式	処理能力	計画処理量
石巻広域東部衛生センター	膜分離型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	150kl / 日	39,444kl

※ 施設から発生する焼却灰は、埋立処理

第7章 最終処分計画

	項目	A	B	C	D D=A-B-C	E
No.	施設名	埋立容量	令和6年度末 埋立容量	令和7年度末 埋立見込量	令和7年度末 残余容量見込	令和8年度 埋立計画量
1	石巻市一般廃棄物 最終処分場	270,700m ³	242,074m ³	5,418m ³	23,208m ³	5,224m ³
2	石巻市大衡山一般 廃棄物最終処分場	187,000m ³	90m ³	37m ³	186,873m ³	36m ³

※ D 2 行の大衡山一般廃棄物最終処分場の残余容量見込みは、令和 5 年 8 月から受入開始した値

※ 一般廃棄物最終処分場（旧処分場）は、焼却灰及び事業者系不燃ごみを受け入れている。

※ 大衡山一般廃棄物最終処分場（新処分場）は、市民が自己搬入した不燃ごみを受け入れている。

第8章 目標値

1 ごみ処理

No.	項目	単位	A	B	C	D
			令和6年度実績	令和7年度 実施計画量	令和7年度見込	令和8年度 実施計画量
1	人口(各年度10月1日現在)	人	132,859	133,739	131,404	129,578
2	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	977	979	962	947
3	生活系ごみ量	g/人・日	688	688	676	663
4	事業系ごみ量	g/人・日	289	291	286	284
5	総ごみ量	t/年	47,395	47,793	46,155	44,803
6	生活系ごみ	t/年	33,360	33,593	32,414	31,373
7	収集:燃やせるごみ	t/年	27,689	27,810	26,836	25,278
8	収集:燃やせないごみ・有害ごみ	t/年	887	900	865	838
9	収集:粗大ごみ	t/年	232	240	224	216
10	収集:資源物	t/年	4,310	4,461	4,256	4,815
11	直搬:可燃性ごみ	t/年	189	198	175	169
12	直搬:不燃性ごみ・資源物	t/年	53	47	58	57
13	事業系ごみ	t/年	14,035	13,955	13,741	13,430
14	直搬:可燃性ごみ	t/年	12,027	12,174	11,798	11,531
15	直搬不燃性ごみ・資源物	t/年	2,008	1,781	1,943	1,899
16	内訳 生活系ごみ	t/年	33,360	33,866	32,414	31,373
17	内訳 事業系ごみ	t/年	14,035	13,927	13,741	13,430
18	総資源化量	t/年	5,121	5,744	4,683	5,220
19	リサイクル率	%	10.8	12.0	10.1	11.7
20	最終処分埋立量	m ³	5,964	5,119	4,959	4,782
21	最終処分率	%	12.6	10.7	10.7	10.7

※令和8年度実施計画量は基本計画と整合

※集団資源回収報奨金を令和7年度で終了することから、全ての数値は集団資源回収量を含まない数値としています。

2 生活排水処理

No.	項目	単位	A	B	C	D
			令和6年度実績	令和7年度 実施計画量	令和7年度見込	令和8年度 実施計画量
1	計画処理区域内人口	人	131,477	131,404	131,404	129,578
2	下水道口	人	74,124	76,870	76,273	77,346
3	コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0
4	農・漁業集落排水人口	人	3,462	3,530	3,106	2,757
5	浄化槽人口	人	25,208	25,183	25,550	25,505
6	単独処理浄化槽人口	人	11,332	11,378	10,450	9,461
7	合併処理浄化槽人口	人	13,876	13,805	15,100	16,044
8	汲取りし尿人口	人	28,683	25,821	26,475	23,970
9	自家処理人口	人	0	0	0	0
10	汚水処理人口	人	91,462	94,205	94,479	96,147
11	下水道口	人	74,124	76,870	76,273	77,346
12	農・漁業集落排水人口	人	3,462	3,530	3,106	2,757
13	合併処理浄化槽人口	人	13,876	13,805	15,100	16,044
14	汚水処理率	%	69.6	71.7	71.9	74.2

※令和8年度実施計画量は基本計画と整合

第9章 ごみ減量化、資源化、適正処理に関する施策

1. 生活系ごみの減量化・資源化に関する施策



(1) 排出抑制の推進

ごみ排出量を抑えることで、焼却・埋立処理も抑えることができます。本市では、マイバッグやマイボトルの活用による発生回避を推進し、どうしても排出せざるを得ないごみは、資源物の分別の徹底や生ごみの減量に向けた、使い切り食べきり水切りの「3きり運動」を推進し、ごみ排出抑制を推進します。具体的には、市民一人ひとりが「ごみを出さない」、ごみを出す場合も「その量を減らし、分別して排出する」など、生活に取り入れられるごみ減量のための情報提供や周知啓発を推進します。

(2) 資源化の推進

どうしても排出せざるを得ないものについては、「ごみとして排出する」前に「再利用」や「資源として回収」することを推進します。

特に、粗大ごみとして排出される布団類については、民間事業者と連携する等、資源化・再利用の可能性を検討し、排出量の抑制と環境負荷の低減を図ります。

また、可燃ごみとして処理されている衣類等については、リユースや回収の仕組みを活用し、可燃ごみの減量化につなげます。

さらに、生ごみについては、発生抑制を基本としつつ、家庭や事業所における水切りによる減量や堆肥による資源化等、手法の普及啓発を行い、ごみ全体の減量と循環利用の推進を図ります。

(3) 環境学習の推進

小中学校等における環境学習を推進します。具体的には、石巻広域クリーンセンターや石巻市大衡山一般廃棄物最終処分場の見学時又は学校でのごみ減量講座や、地域等への出前講座を実施し、ごみ問題について認識してもらい、理解と協力を求めます。今後は、県・市教育委員会をとおして各学校や各種団体へ出前講座の募集案内を行うなど、より一層環境学習を推進します。

また、資源物として排出したものがどのように資源化されているか、「ごみのゆくえ」等、リサイクルの過程や資源化された製品を紹介し、ごみの分別を徹底するよう環境学習を推進します。

(4) 分別指導の徹底

「家庭ごみの分け方・出し方」などでわかりやすいごみの分別方法を周知し、分別の徹底に努めます。また、外国人在住者には外国語版「家庭ごみの分け方・出し方」を配布し、排出ルールの周知に努めます。

特に、資源化可能な紙類の分別排出を徹底するため、事業者と連携した店頭回収の活用等の情報提供や、市民が分別しやすい排出方法の検討を行います。

また、本市では、令和8年度からプラスチックごみの分別回収を予定しており、分別回収に向けた新たな分別区分と排出方法の周知に努めます。

(5) 「使い切り」「食べきり」「水切り」(3きり運動)の推進

買い物前には冷蔵庫の中身をチェックし、賞味期限・消費期限切れの食品ロスをできるだけ出さない計画的な買い物、事業者が実施する「てまえどり」の積極的な参加、料理の作り過ぎや食べ残しをしない等、食材の「使い切り」、料理の「食べきり」、生ごみの「水切り」等を一人ひとりが意識し、食品ロス削減への対策が図れるよう市民へ周知します。

(6) もったいない! 30・10運動の推進

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」のうち家庭系食品ロスは233万トン(令和5年度推計)あるといわれています。本市では、この食品ロスを減らすため、以下二つの30・10運動を推進しており、今後も継続して食品ロスの削減に努めます。

一つ目は、毎月10日と30日は冷蔵庫のクリーンアップデーとし、ご家庭の冷蔵庫内をチェックすることで消費期限の迫った食材等の食べ忘れを無くします。

二つ目は、宴会等の際に、開始30分間と終了前10分間は自分の席で料理を楽しむことで、食べ残しによる食品ロス削減を目指し、今後は生ごみの水切りの啓発や生ごみ処理容器購入補助金などの周知と併せて、生ごみの排出量の抑制を図ります。

また、本市では「食を活かした元気な石巻」都市宣言をしており、次に掲げる7つの約束を実行します。

1. 規則正しくバランスのとれた食生活を実践します。
2. 「いただきます」「ごちそうさま」と、食に感謝します。
3. 郷土の誇りである伝統的な食文化を大切にします。
4. 地元の「食」の素晴らしさを知り、地場産物の活用を進めます。
5. 地域の豊かな食材を育む森里海の自然を守り、次世代に伝えます。
6. 「食」の安全・安心に関する知識を高めます。
7. 「食」の多様性を尊重し、異なる文化の理解を深めます。

(7) 販売事業者等の協力による減量・資源化の推進

販売事業者等と連携し、店頭回収の情報提供や簡易包装に努めます。

(8) 小型家電リサイクルの推進

本市で掲げている「循環型社会の実現」の目標のもとリサイクルの推進、最終処分量の削減など使用済みの小型家電の回収を推進し、希少金属等の有効利用を図ります。

(9) フードドライブの活用

環境イベント等において、家庭で余っている食品等を持ち寄ってもらい、福祉団体等に寄付するフードドライブの実施を推進します。

(10) ごみ処理（ごみ袋）有料化の検討

石巻広域の構成市町において可燃ごみの共同処理を実施しており、安定的なごみ処理体制の維持・運営を図っています。循環型社会の形成をさらに推進するため、家庭ごみの有料化の導入について検討を進めます。

有料化の検討に当たっては、広域的なごみ処理の一体性を損なわないよう、石巻広域の構成市町との協議・情報共有を行いながら、負担の公平性や制度導入の効果を総合的に整理します。

また、市民への丁寧な説明や分かりやすい広報を通じて、単なる財源確保策ではなく、ごみの減量化・リサイクル促進を目的とした施策であることを理解していただけるよう取り組みます。

2. 事業系ごみの減量化・資源化に関する施策



(1) 事業所での減量・資源化の推進

事業所から排出されるごみの減量・資源化のため、減量計画書による計画的取組の促進、多量排出事業所への立ち入り指導の実施、自己責任による処理の徹底及び搬入時の分別指導の強化などにより、排出事業所に対してごみの減量及び分別を徹底するよう指導していきます。

(2) 市有施設等における資源化の推進

本市では、令和2年7月に「SDGs 未来都市」に選定されたことを踏まえ、他市町村のモデル都市となるよう市有施設における更なる分別の徹底及び再資源化や、市内官公庁における分別の徹底及び再資源化に向け、関係機関に協力を求めます。

(3) もったいない！30・10運動の推進

まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」のうち、事業系は231万トン（令和5年度推計）あるといわれています。

また、60万トン（事業系全体の4分の1）の食品ロスは、作り過ぎ、食べ残しなどが原因とされています。この問題を知ってもらい削減するため、持ち帰りの対応、提供サイズの多様化等、食品ロスをなくす運動を展開し、協力を求めます。

(4) ごみの展開検査

石巻広域クリーンセンターでは、焼却施設に搬入された事業系ごみの中身を定期的に検査し、資源物や搬入不適物が混入されていた場合、持ち帰り等を指示するなど、搬入ルールについての指導が行われていることから、今後も石巻広域と連携して展開検査を行い、事業系ごみの分別排出の徹底に努めます。

(5) フードバンクの活用

事業所等から発生する、まだ十分食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動に協力を求めます。

3. ごみ集積所の適正な維持管理



(1) ごみカレンダーの配布

ごみ収集日やごみ出しのルール、分別方法を記載したごみカレンダーを各戸に配布するとともに外国人在住者には、外国語版「家庭ごみの分け方・出し方」を配布し、分別区分の周知に努めます。

(2) 資源物持ち去り行為に対する対応

資源物持ち去り行為者に対しては、警察と連携を密にし、指導を行っていきます。

(3) ごみ集積所の環境整備

令和7年度から石巻市ごみ集積ボックス等設置事業費補助金の改定を行い、ボックス型及び折りたたみ型の補助限度額を増額し、ごみ集積所の環境整備に努めています。今後も、ごみ集積ボックス等の設置に要する費用に対して支援制度を適正に運用し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、町内会等が管理する集積所のカラス被害等によるごみの散乱防止を図ります。

4. ごみの適正処理



(1) プラスチックごみの分別回収

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、本市では令和8年10月からプラスチックごみの分別回収を実施する予定です。

分別回収を進めるに当たり、市民に向けた新たな分別区分・排出方法の情報提供を徹底し、資源化に努めます。

(2) 処理困難物の適正処理

有害性物質を含むもの、危険性を有するもの、火気のあるもの、甚だしく悪臭又は汚水を出すもの、容積又は重量が著しく大きいもの、処理業務を困難にする廃棄物又は処理施設等を損なうおそれがあるもの、自動車のタイヤ、バッテリー及びスプリングマット（ただし、粗大ごみとして排出された場合のみ本市で処理する）などの処理困難物の適正な処理方法について、市民や事業者理解してもらうため、ごみカレンダーや市報等を通じて、具体的な処分方法や引き取り先を紹介するなど積極的な情報提供を行います。

また、近年増加しているリチウムイオン電池の混入によるごみ処理施設等での事故を防ぐため、リチウムイオン電池等、分別を徹底する品目を周知し、安全な処理に努めます。

(3) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物の安全・安心な回収及び処理方法について検討します。また、在宅医療廃棄物を一般廃棄物として取り扱うことが適切かどうかを整理し、ホームページや市報等で周知を図っていきます。

(4) 感染性廃棄物対策

人が感染し又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物（マスク等）について、蓋のあるごみ箱に捨てる、その日ごとに袋に入れてからごみ箱に入れるなど、感染性廃棄物の適正な排出方法呼びかけます。

5. その他



(1) 不法投棄対策

ごみの適正処理について市民及び事業者に対して啓発を行うとともに、市民や各種団体等の協力を得ながら、県・警察・関係機関との連絡を密にし、不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化していきます。

また、本市では、ごみ集積所における違反ごみや不法投棄の防止及び解消を図るため、自治会等へ監視カメラの貸与を行っています。今後も事業を継続し、不法投棄防止への対策を行っていきます。

(2) 包括連携協定の推進

民間商業店舗での店頭リサイクルの推進及びごみの減量化に関する普及啓発活動・不法投棄対策等について、包括連携協定を結んでいる民間企業と連携しながら各種事業を展開していきます。また、フリマアプリ事業者と連携し、粗大ごみの中でまだ使える製品をリユースする取組等の構築に努めます。

(3) 災害廃棄物への対応

災害時には、施設が通常どおり稼働しないことや、生活ごみに加えてがれきや片付けごみ、避難所ごみなどの災害ごみが多く排出されることが予想されます。災害廃棄物の処理、災害時の収集運搬体制や運搬経路の決定、仮置場の確保等を迅速に行うため、本市では環境省の定める「災害廃棄物対策指針(平成30年改定)」に基づき、平成31年3月に「石巻市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

新たな知見に基づき、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から災害廃棄物の収集方法の市民への周知や、処理体制の構築に努めます。

※計画の進行管理

本計画における施策を着実に推進し、ごみ減量化・資源化を達成するため、施策の進捗状況や目標に対しての達成度を把握し、その状況を評価し、評価結果を施策、目標の見直しにつなげる継続的改善の仕組み（PDCAサイクル）に基づき、今後、計画の進行管理を行います。

石巻市一般廃棄物処理基本計画は、令和8年度から令和17年度までの計画であり、計画初年度である令和8年度の実績から、課題の抽出や取組実績等を評価し、課題を改善していける体制づくりを進めていくこととします。

(1) 実施計画の策定（Plan）

石巻市一般廃棄物処理基本計画に基づき、毎年度『一般廃棄物処理実施計画』を作成し、公表します。

(2) 減量施策等の取組推進（Do）

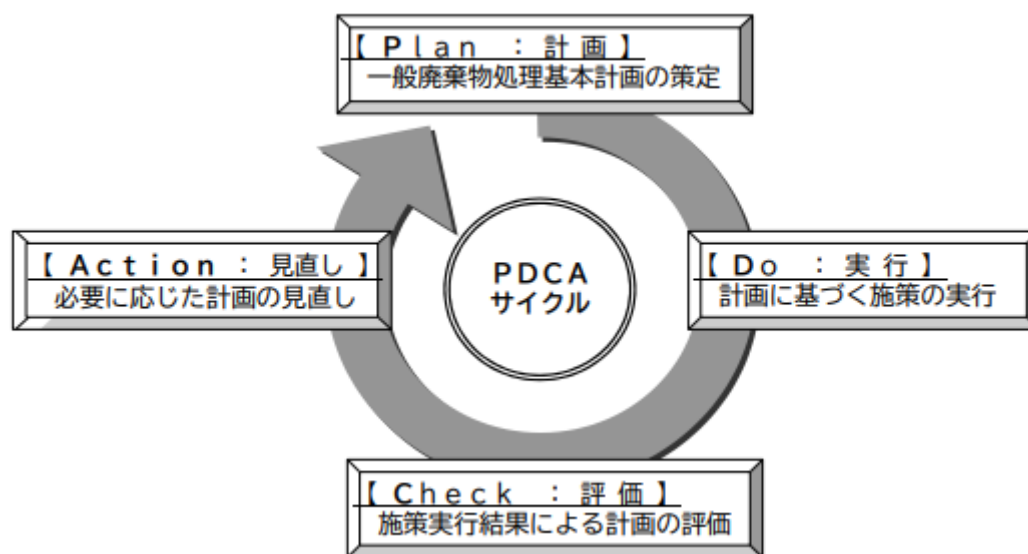
実施計画に示す個別施策の取組を市民・事業者とともに推進します。

(3) 取組状況の点検・評価（Check）

各施策の進捗状況や目標達成状況等の点検・確認を行い、廃棄物対策審議会に報告する等、意見や提言を踏まえ、評価を行います。

(4) 事業等の見直し（Action）

点検・評価の結果を基に取組内容等の見直しを行い、次年度の実施計画に反映します。



第10章 生活排水処理に関する取組

1. 処理施設整備に係る執行体制等



生活排水の処理計画を円滑に実施するためには、本市における課題や経済性及び施設整備の緊急性等を考慮して、施策を進めていく必要があります。なお、生活排水処理に関わる施設には、下記に示すものがあります。

- ・ 公共下水道
- ・ 農・漁業集落排水施設
- ・ 合併処理浄化槽
- ・ し尿処理施設

これらは事業実施主体が異なる場合もあることから、本計画を実施する上では、計画処理区域における各事業の現況と今後の動向について関係機関と十分な調整を図り、施策を進めていくこととします。

2. 市民に対する広報・啓発活動



生活排水の処理を適正かつ迅速に進めていくための課題として、市民の生活排水の適正処理に対する意識を広報・啓発活動等により向上させる必要があります。なお、広報・啓発活動については、事業主体の各部署が相互に連携し、推進していくものとします。

(1) 広報・啓発内容

1) 集合処理施設（公共下水道等）への早期接続

公共下水道及び農・漁業集落排水施設の整備済み区域内の住宅等については、早期の接続を促し、生活排水処理率の向上を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



※「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)とは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことで、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれている。